

協議会議事録

会議名	
令和4年度 第2回岬町介護保険運営協議会	
出席者	
【出席委員】 大西委員、市川委員、戸口委員、八田委員、辻委員、小坂委員、川島委員、川端委員、辻下委員、竹原委員、岸本委員、大野委員、石橋委員、甲斐委員	
【事務局】4名	
【傍聴者】0名	
開催日時	開催場所
日時：令和5年3月3日（金） 14:00～15:30	岬町文化センター集会室
協議内容	
<p>※議事説明と配布資料を参照すればわかるものは議事録から割愛します。</p> <p>【会議資料】</p> <p>資料1 介護保険事業計画作成のための地域分析について</p> <p>【次第】</p> <p>○議事</p> <p>(1) 介護保険事業計画作成のための地域分析について (事務局より資料1に基づいて説明) (委員)</p> <p>令和2年度の受給者1人あたり給付月額について、岬町の訪問看護の値で、48,530円と全国や大阪府と比べて高いがこの値の意味を教えてください。 (事務局)</p> <p>この値は、受給者1人あたり給付月額のデータの値であり、訪問看護の全体の金額が高いことを示しているのではなく、訪問看護利用者1人あたりのサービス利用料が多いことを表している。 (委員)</p> <p>要支援の認定率が高いことについて教えてください。 (事務局)</p> <p>岬町では在宅サービスが充実しており、特に、通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの事業所数が多く、そのサービスを使いたいということから、申請される方</p>	

が多い。そのため早い段階からリハビリを行うことにより、重度の方の認定者数が少ないことに繋がっているのではないかと考えている。ただし、早期から介護サービスを利用される方が多いため、リハビリで状態の回復を図ることができた方の受け皿として、介護サービス以外の介護予防事業や地域の通いの場が必要であるとは感じている。

(委員)

受給者1人あたり給付月額の数値について、通所リハビリテーションは、一人当たりの金額は少ないが利用者が多いためか。

(事務局)

その通り。

(委員)

要支援1または2の場合でも住宅改修を受けることは可能だと思うが、介護給付費の中に含まれているのか。そのために認定を取得する方も多と思うが、その額というのはどこかに記載されているのか。

(事務局)

介護予防住宅改修費として、介護給付費の中に含まれている。介護給付費であるため、自己負担以外は保険給付となっており、保険給付の約半分は国、都道府県、市町村の財源となっており、残りは40歳から64歳の第2号被保険者の保険料と65歳以上の第1号被保険者の保険料により構成されている。今回の資料には、住宅改修費は、含まれておらず、福祉用具購入費及び住宅改修費については、国民健康保険団体連合会を経由せず、自治体で管理している。

(2) その他

(事務局)

来年度は第9期介護保険事業計画の策定年度となる。来年度は委員の皆様にご審議いただき、より良い岬町について考えていきたい。全4回の運営協議会を予定しているのでご協力をお願いしたい。

(委員)

運営協議会は3回もしくは5回という開催回数の変更はあるのか。

(事務局)

介護保険事業計画を策定するため、4回が適当だと考えている。

以上